

# バリアフリー施策の取組の現状

---

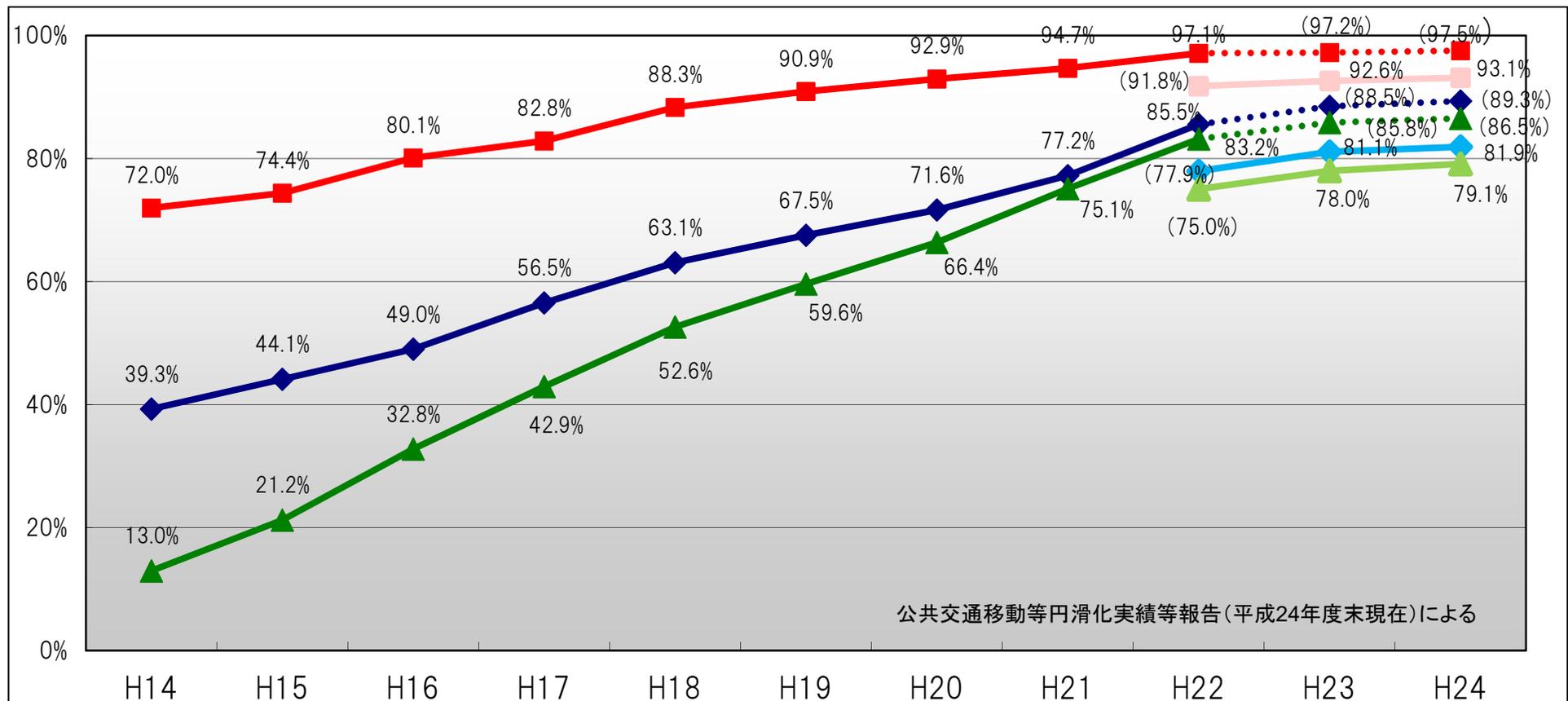
平成26年1月17日

国土交通省 総合政策局安心生活政策課

## ●整備目標の達成状況

○一日あたり平均利用者数5000人以上の旅客施設については、改正前の基本方針の目標に基づきバリアフリー化が着実に推進されてきたところ。平成23年の基本方針改正により、「一日あたり平均利用者数3000人以上の旅客施設について平成32年度末までに原則100%」という新たな目標が設定され、平成23年度も着実な進捗がみられているところ。

## 【旅客施設のバリアフリー化の推移】



1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上  
(H23,24年度の数値については参考)

1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上  
(H22年度の数値については参考)

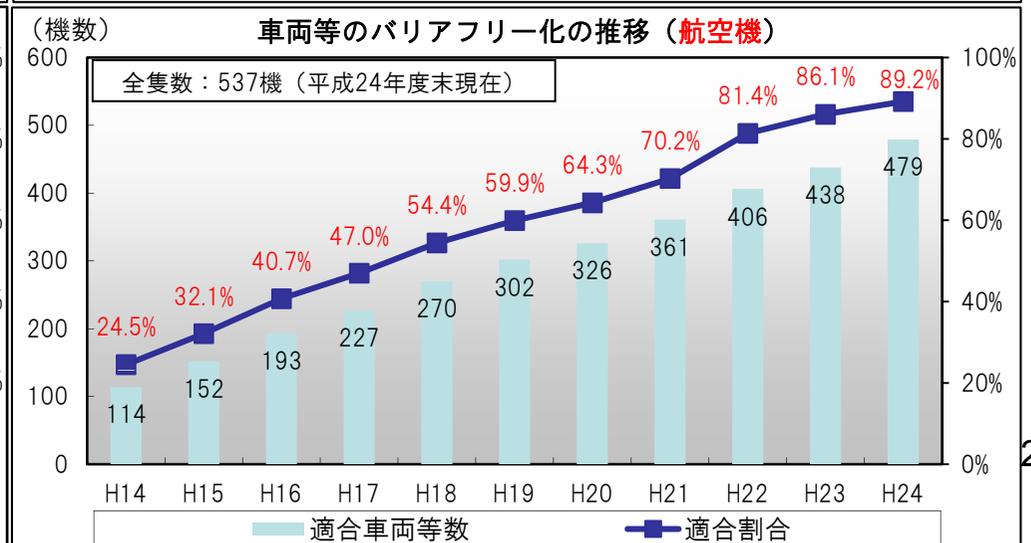
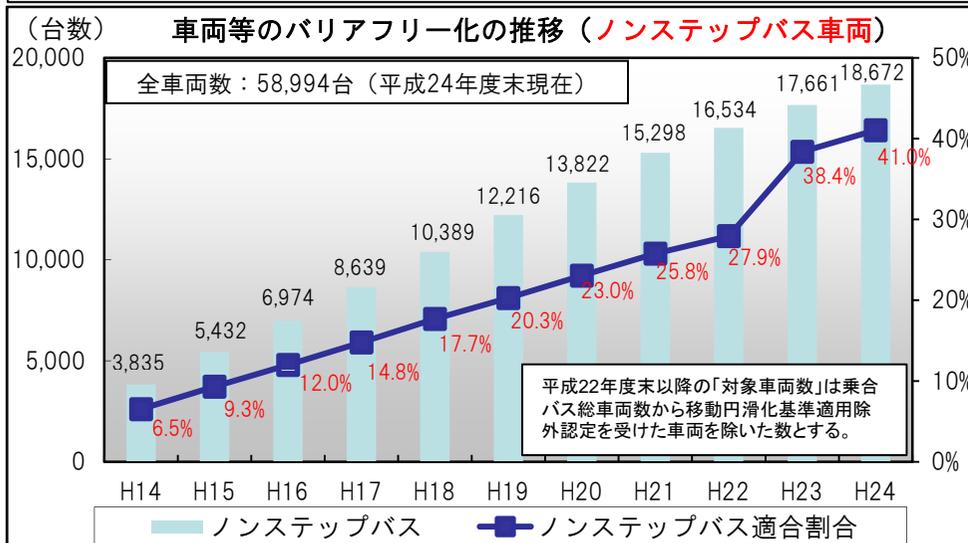
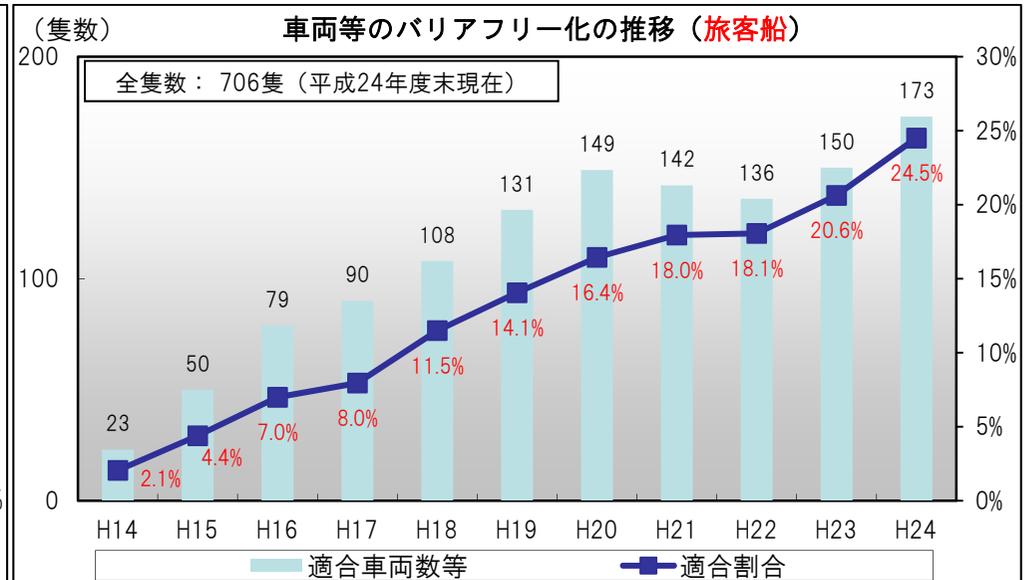
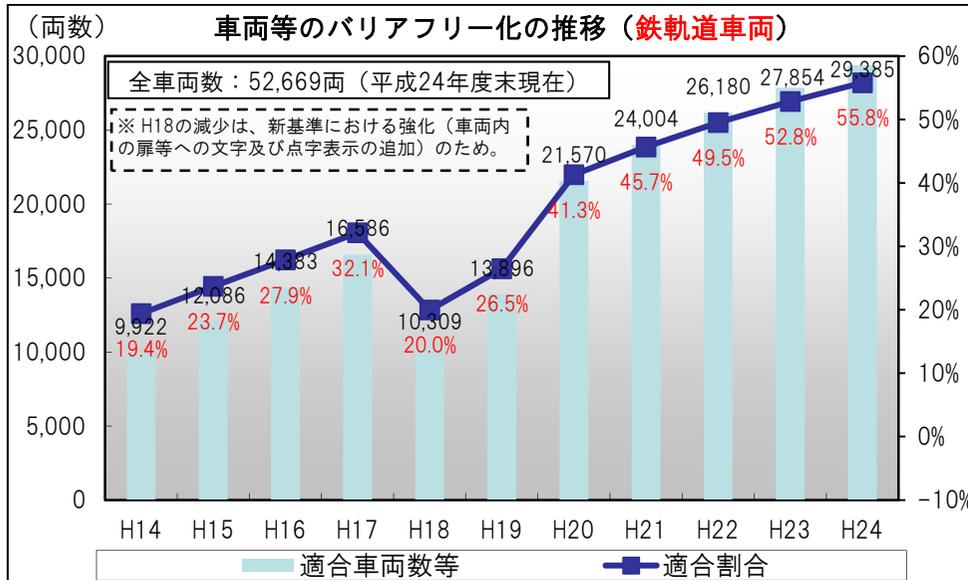
◆ 段差解消 ■ 視覚障害者誘導用ブロック ▲ 障害者用トイレ ◆ 段差解消 ■ 視覚障害者誘導用ブロック ▲ 障害者用トイレ

# 車両等のバリアフリー化の推移

○改正前の基本方針に定める目標に照らし、概ね順調にバリアフリー化が進捗してきていたところ。平成23年の基本方針改正により新たに設定された目標の達成に向けて、平成24年度も着実な進捗がみられているところ。

## 【車両等のバリアフリー化の推移】

公共交通移動等円滑化実績等報告(平成24年度末現在)による

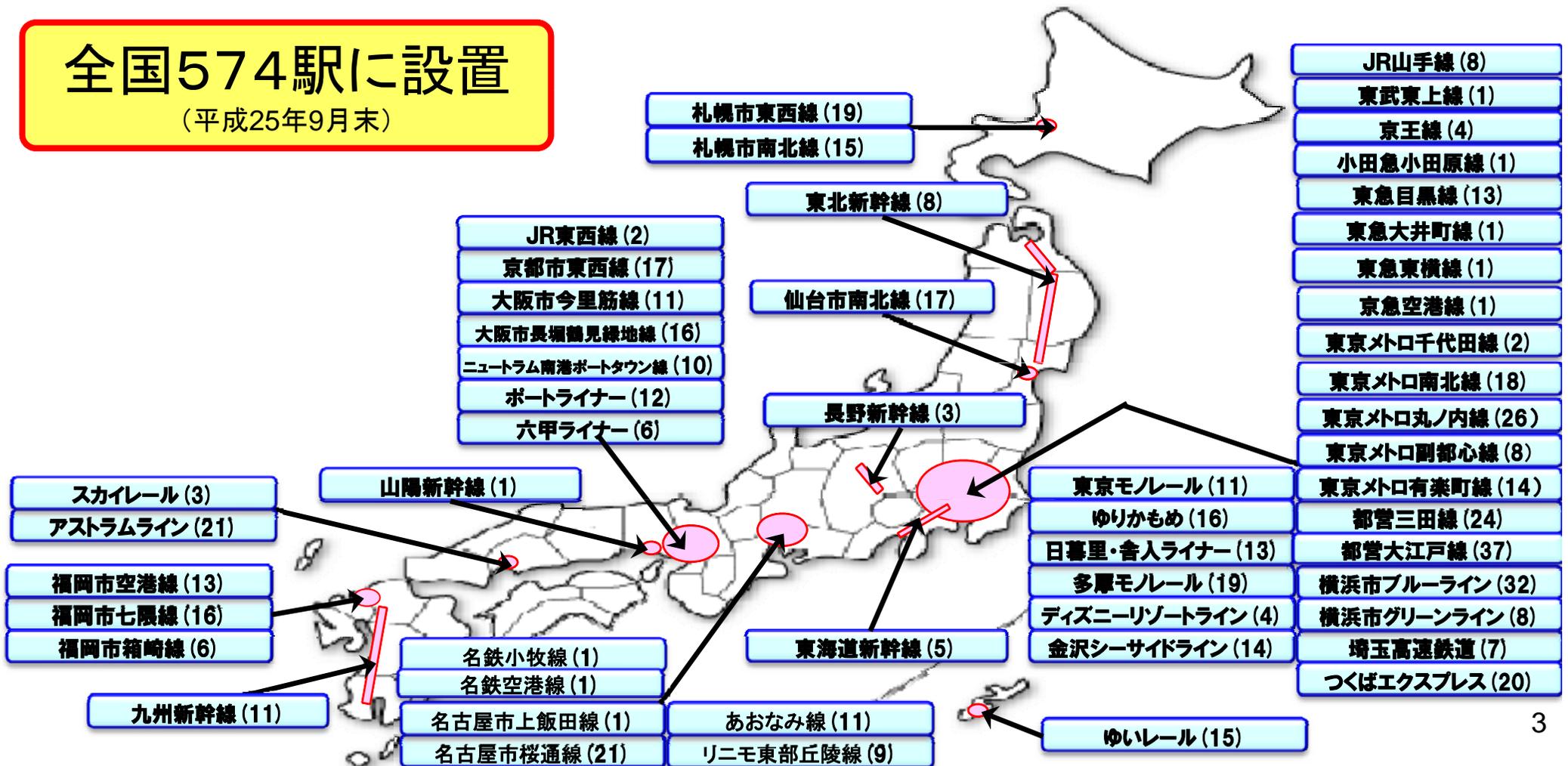


# ホームドアの設置状況(平成25年9月末)

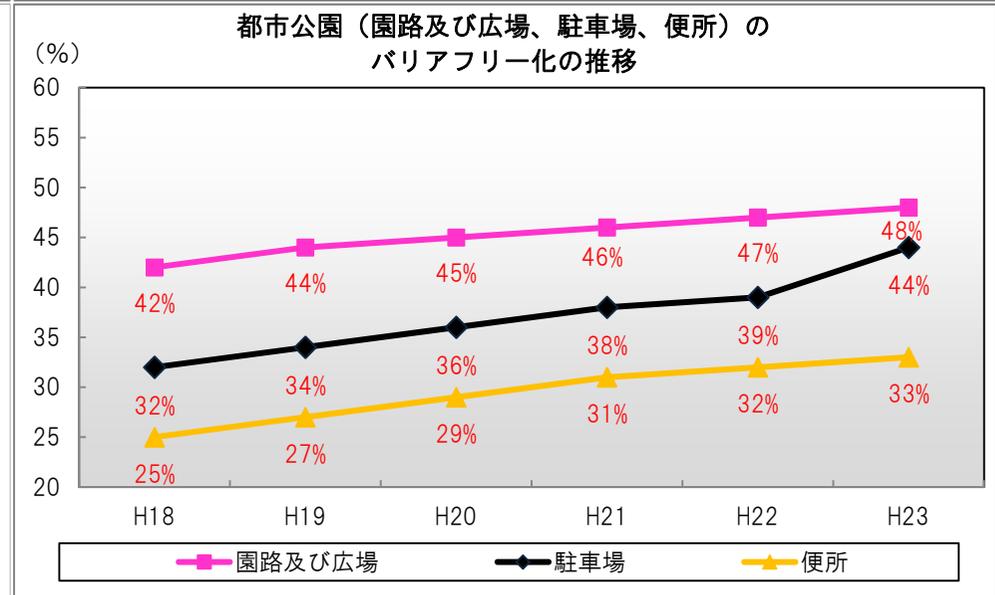
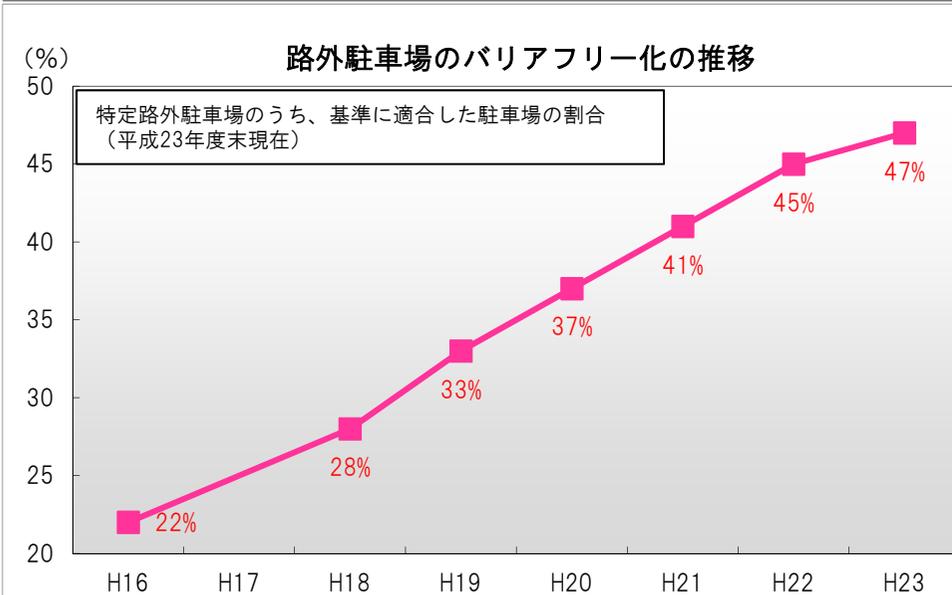
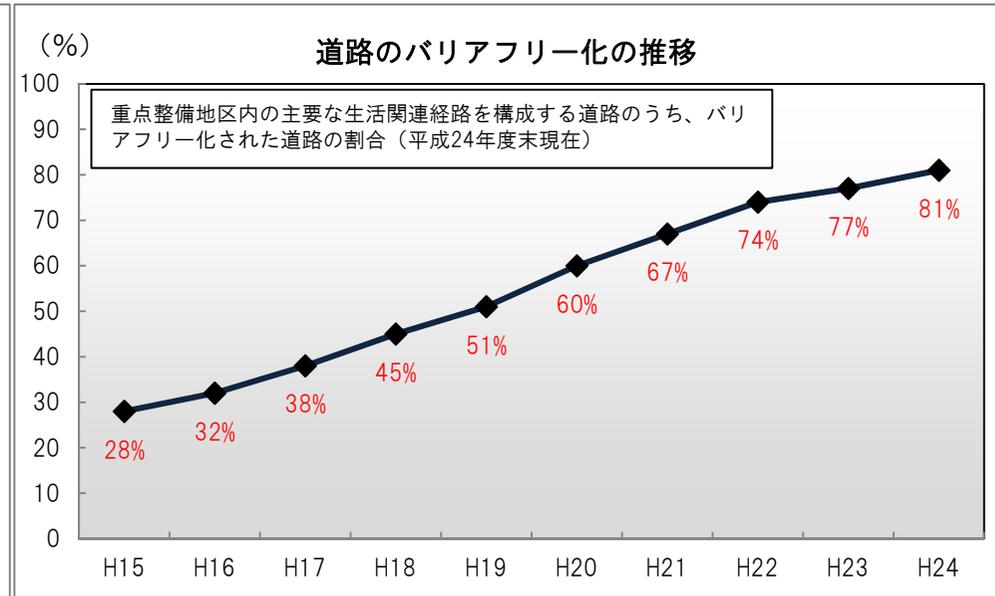
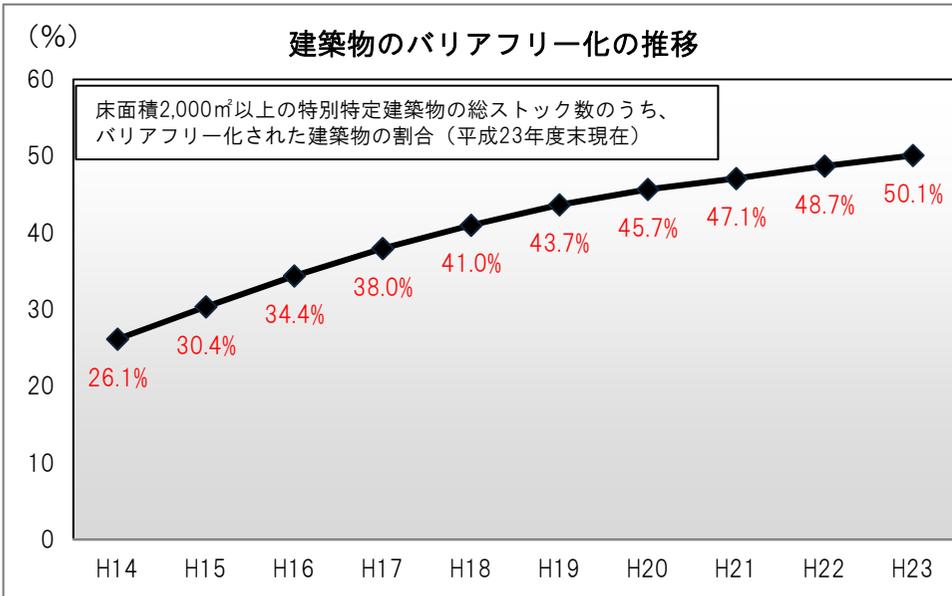
- 昨今、視覚障害者をはじめとする旅客の鉄道駅のホームからの転落事故、列車との接触事故が多発しており、ホームドア等といった転落事故の防止効果の高い対策の必要性が高まってきている。
- 平成23年8月の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」における中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅において、ホームドア等又は内方線付きJIS規格対応の点状ブロックの整備を優先的に進める旨明記したところ。
- 平成25年3月末に比べ、全国のホームドア設置数は10駅増加し、合計で574駅となった。
- 今後も引き続き、補助等の財政支援や技術開発支援により、設置を進めていく予定。

## 全国574駅に設置

(平成25年9月末)



## 【建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推移】



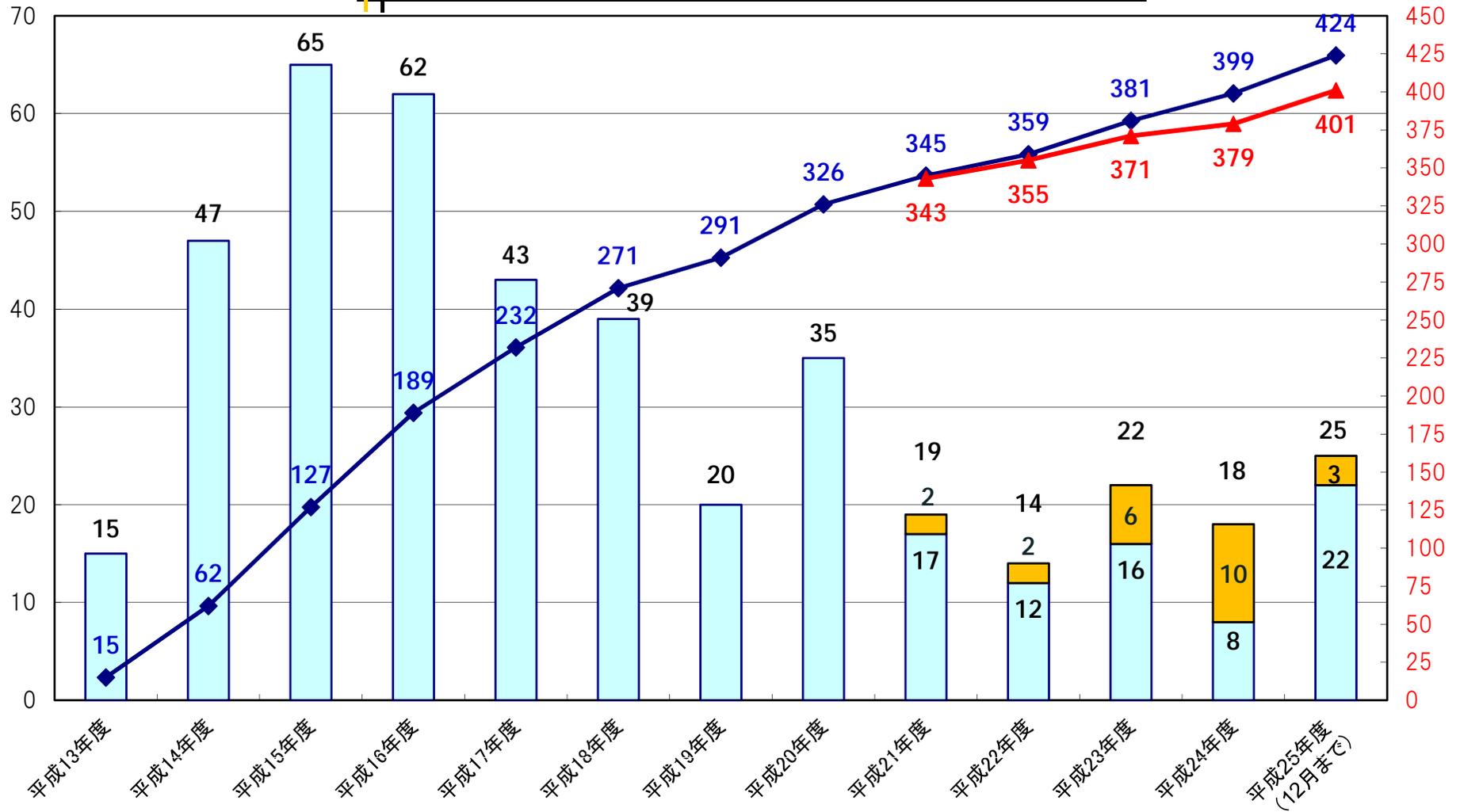
# バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

作成状況  
(四半期推移)

## バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

(平成25年12月31日までに受理したもの) 計280市町村(424基本構想)

作成件数  
(累計)



新規作成数

更新作成数

累計

純累計

## 色覚障害者の移動等円滑化に関する調査研究

### ○調査の目的

- ・移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインに規定されている視覚障害者への対応は全盲者からの視点に立ったものが中心であり、色覚障害者に配慮した対応とは必ずしもなっていないところ。
- ・このような状況を踏まえ、公共交通機関や建築物を対象に、色覚障害者の施設内移動における課題やニーズを把握する一方で、施設設置管理者等における取組み状況の調査を通じて、**色覚障害者が施設を円滑に利用するために必要な整備の方法や優先的に取り組むべきことについて提案**を行い、今後の移動等円滑化整備ガイドラインの見直し等において、反映させるための基礎資料とする。

### ○調査の内容

#### ① 実態に即したニーズの把握

- ・既往調査研究において指摘されている課題等の整理
- ・当事者、施設設置管理者、設備メーカー等へのヒアリング
- ・フィールドワークによる問題点の事例収集

#### ② 実証実験による検証・分析

- ・LED表示器、液晶表示器、路線図等を対象とした、色表現によって生じ得る判断の困難性についての検証・分析
- ・フィールド実験による移動時の困難性についての検証・分析

#### ③ 望ましい設備のあり方の検討

- ・ニーズの把握、実証実験による検証・分析を踏まえ、望ましい設備のあり方についての検討を行う。

#### ④ ①～③までの結果を踏まえ、望ましい設備のあり方を提示。

### ○ワーキンググループの予定及び構成

学識者、障害当事者、施設設置管理者等を含め構成したワーキンググループを3回開催し、検討を行う。

#### 【ワーキンググループの開催予定】

(第1回)平成26年1月10日、(第2回)平成26年2月予定  
(第3回)平成26年3月予定

#### 【構成】

委員長	秋山 哲男	日本福祉のまちづくり学会 会長
委員	岡嶋 克典	横浜国立大学大学院 准教授
	松田 雄二	お茶の水女子大学大学院 准教授
	井上 賢治	井上眼科病院長
	仲泊 聡	国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部長
	大野 央人	(公財)鉄道総合技術研究所 人間科学研究部 主任研究員
	坂本 隆	(独)産業技術総合研究所 ヒューマンライフテクノロジー研究部門 ニューロテクノロジー研究グループ 主任研究員
	中村 豊四郎	アール・イー・アイ(株) 代表取締役
	原 利明	鹿島建設(株) 建築設計本部
	松原 淳	(公財)交通エコロジー・モビリティ財団バリアフリー推進部課長
	伊藤 啓	(NPO)カラーユニバーサルデザイン機構副理事長
	矢野 喜正	色覚問題研究グループぱすてる 代表
	大橋 由昌	(社福)日本盲人会連合 情報部長
	三原 弘嗣	東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部設備部課長
	田中 直人	小田急電鉄株式会社 旅客営業部 設備・旅客システム担当課長
	亀山 勝	東京地下鉄(株)鉄道統括部移動円滑化設備整備促進担当課長
	石山 齊	(一社)全国空港ビル協会 常務理事
	中野 智行	国土交通省鉄道局技術企画課課長補佐
	櫻田 薫	国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課専門官
	渡邊 峰樹	国土交通省住宅局建築指導課課長補佐
	大熊 昭	国土交通省総合政策局安心生活政策課交通バリアフリー政策室長

## 一体的・連続的なバリアフリー化のあり方とその波及効果に関する調査研究

### ○調査の目的

一体的・連続的なバリアフリー化により、**高齢者・障害者等の社会参加が促進されることによって生じる各施設等の利用者数の増加や市町村の中心市街地の活性化等の波及効果について整理・検証**を行い、市町村や民間事業者等のバリアフリー基本構想作成の理解促進につなげるとともに、高齢者・障害者等の当事者の参画等による効果的なバリアフリー基本構想の作成促進方策を検討し、「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック(平成20年10月)」への反映やその活用方策を検討する。

### ○調査の内容

#### 1. バリアフリー化の波及効果に係る検証

- ①一体的・連続的なバリアフリー化を実現している事例等を収集。
- ②高齢者・障害者等の社会参加が促進されることによって生じる波及効果を明らかにするため、即地的・実態的調査を実施。
- ③一体的・連続的なバリアフリー化の整備内容とその波及効果の関係性等について整理・検証。

#### 2. 効果的なバリアフリー基本構想の作成促進方策の検討等

- ①波及効果の高い生活関連施設や生活関連経路の設定方法等のバリアフリー基本構想の計画手法について検討。
- ②計画作成にあたっての効果的な高齢者・障害者等の当事者の意見の収集・反映方法等を検討。

#### 3. 「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の見直し案の検討

バリアフリー化の波及効果に係る検証や効果的なバリアフリー基本構想の作成促進方策の検討等にもとづき、「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」の改定案を作成するとともに、その活用方策を検討。

### ○検討会の予定及び構成

#### 検討会の開催

学識者、障害当事者等を含め構成した委員会を2回開催し、検討を行う。

#### 【委員会の開催予定】

(第1回)平成26年02月13日予定  
(第2回)平成26年03月12日予定

#### 【委員名簿】

委員長	高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部 教授
委員	三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授
	吉田 朗	東北芸術工科大学デザイン工学部 教授
	小西 慶一	日本身体障害者団体連合会 副会長
	橋井 正喜	日本盲人会連合 理事・組織部長
	●● ●●	全日本聾啞連盟
	今西 正義	DPI日本会議 バリアフリー担当アドバイザー
	岩田 雅史	山形市企画調査部 次長(兼)企画調整課長
	長谷川 哲郎	高槻市都市創造部都市づくり推進課長
	岩月 理浩	国土交通省総合政策局安心生活政策課長

# (参考)バリアフリー基本構想制度とは

バリアフリー基本構想制度とは、高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設等を含み、それらの相互施設間の移動が通常徒歩で行われる地区等において、**公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために、市町村が作成する構想**のこと。

《バリアフリー法第25条》

市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(基本構想)を作成することができる。

## バリアフリー基本構想制度の狙い

「個々の施設等のバリアフリー化」だけでなく、「面的・一体的なバリアフリー化」を図る。

移動等円滑化基準への適合義務規定により、個々の施設等のバリアフリー化が図られる。一方、施設が集積する地区においては、バリアフリー基本構想制度により、面的・一体的なバリアフリー化を図ることができる。

「新設・新築」の施設だけでなく、「既存」の施設等のバリアフリー化を図る。

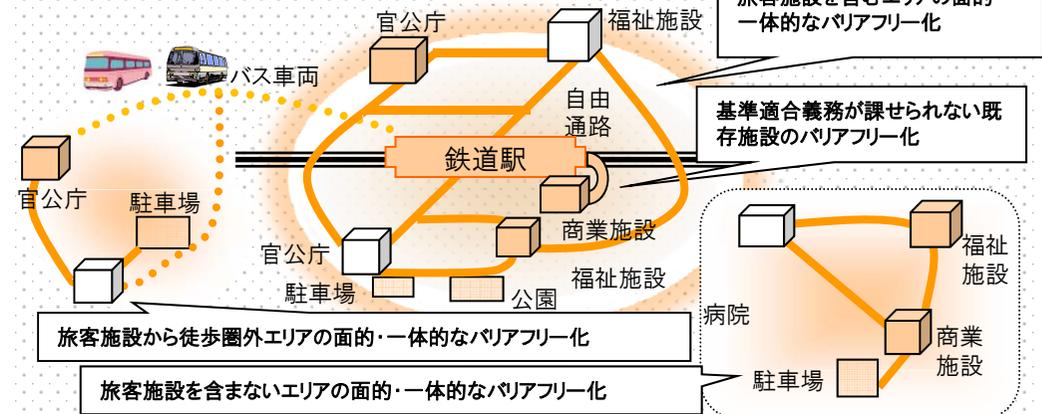
新設・新築を行う一定の施設等には移動等円滑化基準への適合義務(基準適合義務)が課せられ、バリアフリー化が図られる。一方、基準適合義務が課せられない既存の施設等については、バリアフリー基本構想制度において**特定事業**(※)として定めた場合、**特定事業を実施すべき者に、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務**が課せられることで、バリアフリー化を図ることができる。

「住民等の参加の促進」を図る。

基本構想の検討段階から、当事者等の参画による協議会等を活用した意見交換を行うことで、**高齢者、障害者等の住民等の意見を反映**させることができる。また、基本構想作成後の事業進捗管理においても、様々な関係者による評価を行うことで、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)に向けた取組みを図ることができる。

高齢者、障害者、施設設置管理者等が、**市町村に対して、基本構想の作成又は変更を提案**することができる**基本構想提案制度**を活用することで、高齢者、障害者等が主体的に取組み、利用者にとってより効果的なバリアフリー化を図ることができる。

## 〈重点整備地区における移動等円滑化のイメージ〉



## 〈特定事業とは〉

基本構想における生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設)とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業。

## 主な特定事業の整備例

### 公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



### 道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



### 建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



### 交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



## 全国バリアフリーネットワーク会議及び地方バリアフリー連絡協議会のあり方について

### ○経緯等

全国バリアフリーネットワーク会議は、国土交通省のバリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的改善)を図るため、広く関係する全国の高齢者・障害者団体、施設設置管理者団体、学識経験者、行政機関等が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の提案や意見交換等を行うため平成19年度に設立された。併せて、地方ブロック単位でも、同様の趣旨により関係者が一堂に会し、地域の実情に応じたよりきめ細かいバリアフリー化の進展に寄与することを目的として地方バリアフリー連絡協議会が設立されてきているところである。

全国バリアフリーネットワーク会議及び地方バリアフリー連絡協議会については、平成24年8月に公表された「バリアフリー施行状況検討に関する検討結果」において「今後の取組みの方向性」が示されたことから、地方局等とも連携し、両会議のあり方の見直しについて検討を進めているところ。

### ○今後の方向性

#### 全国バリアフリーネットワーク会議

- バリアフリーに関する取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の提案や意見交換など、全国的な見地から議論する。
- 地方バリアフリー協議会等における懸案のうち、下記統一テーマに係る報告の集約・分析など、中央において検討が必要なものについては全国会議において議論し、その結果を地方にフィードバックする。

#### 地方バリアフリー連絡協議会

- 身体障害のみではなく、知的障害、精神障害、発達障害といった様々な障害当事者を会議のメンバーとする等、幅広い意見を受け止められる場とするよう努める。
- 地域横断的に検討が必要な案件については、本省において、地方バリアフリー連絡協議会で議題とする統一テーマを提示し、少なくともそのテーマに関しては地方バリアフリー連絡協議会において議論を行う。

※平成26年度は、以下の項目を地方バリアフリー連絡協議会の統一テーマとする方向

- ・公共交通機関のバリアフリー化設備の「使いやすい事例」・「使いにくい事例」の収集等
- ・公共交通事業者等における職員の教育訓練等の実態把握等
- ・乗車拒否等の実態把握等

- 地方自治体のバリアフリー施策の現状や課題、優良事例等について情報収集し、ブロック毎の協議会において集約し本省に報告する。

## 【表彰制度の概要】

- ◆ バリアフリー法の趣旨を踏まえ、国民の意識啓発を図るため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰する制度として、平成19年度に「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設。
- ◆ 本省、地方整備局、地方運輸局などからの推薦案件について、有識者で構成される選考委員会による審査を経て、表彰案件を決定（5件程度）。

## 【表彰実績】

- ◆ ここ数年は20件前後の推薦があり、今回は21件の推薦に対し、5件を選定して表彰。

年度	第7回(H25)	第6回(H24)	第5回(H23)	第4回(H22)	第3回(H21)
表彰件数/推薦件数	5/21	5/23	4/19	5/19	6/35

- ◆ 今回の表彰案件は、例年の障害者・高齢者関係のバリアフリー化の取り組みに加え、子育て関係が2件含まれており、子育て分野の取り組みが増えていることが伺える。

表彰団体	取り組み内容
一般社団法人全国子育てタクシー協会	子育てタクシーのネットワーク化による子育て支援活動の全国展開
札幌狸小路商店街振興組合、札幌市	24時間歩行者専用化の実施とあわせた商店街のバリアフリー化
八王子市	民間施設への子育て支援スペースの整備支援
阪急電鉄株式会社	映像を通じたコミュニケーションのバリアフリー化
株式会社昭和観光、バリアフリー旅行ネットワーク	バリアフリースーツアール及び企業ネットワーク活動の推進

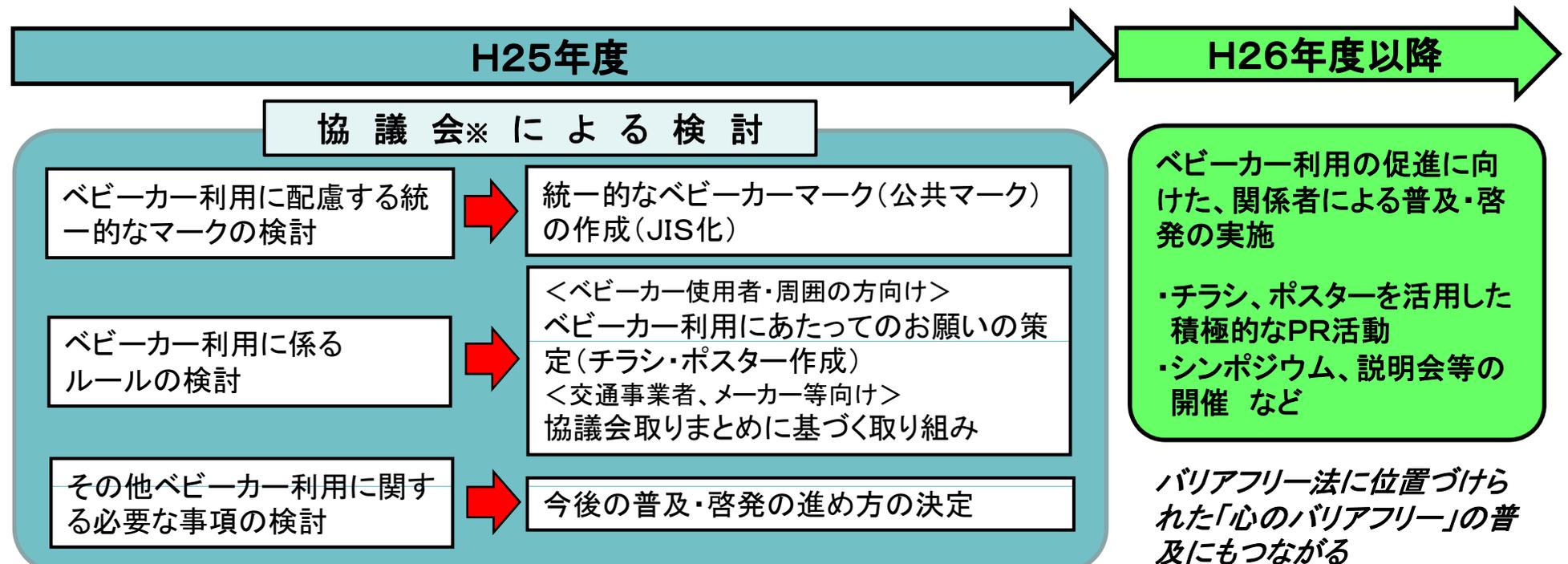
- ◆ 次年度以降も、このような優れた取り組みを表彰することにより、バリアフリー化の取り組みを推進する。

## ○現状と課題

- ・物理的なバリア・・・エレベーター利用時の滞留やスペース不足  
→バリアフリー施策の進展により、改善が図られてきているところであるが、ベビーカー利用の増加によって、滞留を解消するまでには至っていない状況
- ・心理的なバリア・・・ベビーカー使用者と周囲の方の意識の違い  
→ベビーカー利用拡大に向けた要望がある一方、ベビーカー使用者のマナーも問題となっており、双方の配慮と理解が必要

ベビーカーの利用しやすい環境づくりに向けて、ベビーカー使用者のマナー向上とともに周囲の方の理解や協力を得られるよう、関係者でベビーカー利用に関する必要な事項を検討することが必要

## ○検討の方法



※学識経験者、子育て等関連団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者で構成